

入札公告（説明書）

平成 24 年 2 月 27 日

東日本高速道路株式会社北海道支社

小樽工事事務所長 加納 正志

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|-----------------|--|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 北海道横断自動車道 天神地区道路工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 小樽工事事務所長 加納 正志 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 小樽工事事務所 庶務課
(住所) 〒047-0008
北海道小樽市築港 11 番 1 号 ウイングベイ小樽 1 番街 2 階
(TEL) 0134-23-2300 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（施工体制評価型（ 型 ）） |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-9. 単価表等の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 入札保証 | 不要 |
| 1-11. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[28]を参照のこと |
| 1-12. 契約書の作成 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること。 |

1-13. 契約図書

(1)本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

入札公告(説明書) ... 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【土木工事契約書】を使用すること

入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【電子入札】版を使用すること

共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【平成 23 年 7 月 土木工事共通仕様書】を使用すること

特記仕様書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>

その他契約(発注用)図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
競争参加資格確認申請書	本書の様式1のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
単価表等	上記の金抜設計書により作成する

- (2)競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加資格希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（C D - R 配付等）により交付するので、上記契約担当部署にその旨申し出ること。
- (5)契約図書の交付期間 平成 24 年 2 月 27 日(月)から平成 24 年 4 月 11 日(水)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工 事 場 所 自) 北海道小樽市天神 2 丁目
至) 北海道小樽市天神 3 丁目
- (2) 工 事 内 容 本工事は、北海道横断自動車道の小樽西 IC (仮称) ~ 小樽 JCT (仮称) 間における第一天神トンネル (仮称) への工事用道路及びカルバートボックス、天神地区における付替道路を整備する工事である。
- (3) 工事概算数量
- | | |
|--------|------------------------|
| 切盛土工 | 約 12,000m ³ |
| カルバート工 | 2 基 |
| 付替道路 | 約 204m |
| 工事用道路 | 約 710m |
- (4) 工 期 契約保証取得の日の翌日から 630 日間
- (5) そ の 他 本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・施工者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工協同連絡会議(以下「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下、「入札者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-3 に示す「競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1)審査基準日(記 3-4 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2)開札時において、平成 23・24 年度工事競争参加資格の「土木工事」(等級 C)に認定されている者であること。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。また、経常建設共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 審査基準日において、「土木工事業」に係る建設業許可を受けていること。
- (6) 審査基準日において、平成 21・22 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2 年連続して)65 点未満となる者でないこと。
- (7) 審査基準日において、平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

a) 土工量（「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方）が 6 千³以上ある道路土工工事

b) 現場打ちのカルバートボックスの工事

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

（当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。）

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記 a)、b) の同種の工事の施工実績を有し、その他の構成員は上記 a)、b) の同種工事又は下記 a) の同種工事の緩和工事の施工実績を有すること。

同種工事の緩和工事

a) 道路土工工事の実績

平成 13 年度以降に完成・引渡し完了した工事の場合は、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、成績評定が 65 点未満の工事

ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (8) 審査基準日において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、専任を要する期間は次の a) から e) に掲げる期間を除いて工事現場が稼動（準備工事期間含む）している期間とする。

a) 工期開始の日から着工日までの期間

b) しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間

c) 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間

d) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であつて、かつ工事現場が不稼動であること

e) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であつて、かつ工事現場が不稼動であること

主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者のうちいずれかの者が、平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかの者が下記同種工事の施工経験を有していればよい。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

a) 道路土工工事

b) 現場打ちのカルバートボックスの工事

なお、同種工事の項に掲げる各工事の経験を同一の工事において有する必要はないが、同一の者が有すること。

(当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。)

平成13年度以降に完成・引渡し完了した工事の場合は、上記(7)のイ)又はロ)に該当する工事は施工経験として認めない。

また、現場代理人を工事経験者とする場合は、当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者に限るものとする。

専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、記3-3.競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより、次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。)にあると認めるものとする。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)
- 2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成14年4月16日付、国総建第97号)
- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)

(9) 経常建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

- 1) 各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 2) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができること。

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、2)に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当する者である。
当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

- 2) 本件工事に係る設計業務等の業務名及び請負人
《北海道横断自動車道 小樽西地区道路詳細設計 計画エンジニアリング株式会社》
《北海道横断自動車道 小樽西地区附帯工設計 計画エンジニアリング株式会社》

(11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、2)に示す施工(調査等)管理業務の請負人、当該施工(調査等)管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと、又は現に2)に示す施工(調査等)管理業務請負人、当該施工(調査等)管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当する者である。
当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

- 2) 本件工事に係る 施工(調査等)管理業務の業務名及び請負人
《平成23年度 北海道横断自動車道 小樽天神地区施工管理業務

(株式会社横浜コンサルティングセンター)》

(12) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員定義】

イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

イ) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1)又は 2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 総合評価落札方式（施工体制評価型（ 型 ））に関する技術評価項目等

総合評価を行うため入札者に提出を求める技術資料について、その技術評価項目、評価基準及び配点(技術評価点)は次のとおりとする。

	評価指標	技術評価項目	評価基準	配点	得点
施工の 確 実 性	(1)簡易な施工計画	【求める施工計画】 次に掲げる項目について記載した内容に応じて評価 「現場打ちカルバートボックス施工時の安全対策に関する施工計画」 (様式 16)	記載された内容が妥当又は適切と判断される場合	4	/4
			記載された内容が関係法令に抵触するなど妥当性に欠ける又は不適切と判断される場合	競争参加資格無し	
	(2)工事成績評定	本工事で企業に求める同種工事実績の工事成績評定点に応じた評価 (様式 2)	平成 18 年度以降に引渡し完了した NEXCO 東日本、中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が 75 点以上の同種工事実績	3	/3
			平成 18 年度以降に引渡し完了した他機関の工事で工事成績評定点が 75 点以上の同種工事実績	1.5	
工事成績評定点の添付無し又は 75 点未満			0		
		本工事で配置予定技術者に求める同種工事の経験の工事成績評定点に応じた評価 (様式 4-1 又は 4-2)	平成 18 年度以降に引渡し完了した NEXCO 東日本、中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事において、「現場代理人」・「監理技術者」・「主任技術者」のいずれかの立場で従事した工事成績評定点が 75 点以上の同種工事経験	6	/6

		平成 18 年度以降に引渡しが完了した他機関の工事において、「現場代理人」・「監理技術者」・「主任技術者」のいずれかの立場で従事した工事成績評定点が 75 点以上の同種工事経験	4				
		平成 18 年度以降に引渡しが完了した NEXCO 東日本、中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事において、「担当技術者」の立場で従事した工事成績評定点が 75 点以上の同種工事経験	2				
		平成 18 年度以降に引渡しが完了した他機関の工事において、「担当技術者」の立場で従事した工事成績評定点が 75 点以上の同種工事経験	1				
		工事成績評定点の添付無し又は 75 点未満	0				
	(3)品質管理・環境・安全衛生マネジメントシステムの取組状況	企業の ISO9001、ISO14001 の認証(取得)状況又は COHSMS(建設業労働安全衛生マネジメントシステム)の導入状況に応じた評価 (様式 7-1～7-3)	以下に示す から のいずれかが認証(取得)済み又は導入済みであること ISO9001 ISO14001 COHSMS	1	/1		
			登録証の添付無し又はいずれも未取得	0			
NEXCO 東日本への貢献度	(4)表彰	企業に関して、平成 18 年度以降 NEXCO 東日本からの表彰実績に応じた評価 (様式 8-1)	社長表彰	2	/2		
			支社長表彰(全支社有効)	1.5			
			支社安全協議会表彰(全支社有効)又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰				
			事務所長表彰(北海道支社管内有効)	1			
			表彰の写し添付無し又は表彰実績無し	0			
	(5)災害時の協力実績	平成 18 年度以降 NEXCO 東日本における災害応急復旧工事の施工実績に応じた評価 (様式 9)	配置予定技術者が現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかの立場で従事した工事の平成 18 年度以降 NEXCO 東日本からの表彰実績に応じた評価 (様式 8-2)	社長表彰	3	/3	
				支社長表彰(全支社有効)	2		
				支社安全協議会表彰(全支社有効)又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰			
				事務所長表彰(北海道支社管内有効)	1		
							表彰の写し添付無し又は表彰実績無し
					災害時の災害応急復旧工事の実績有り		1
		災害時の災害応急復旧工事の実績無し	0				
合計					/20		

北海道支社優良事業所表彰委員会は、北海道支社安全協議会の優良事業所を表彰するために設置された委員会である。

3-3. 競争参加資格確認申請書の作成

(1)入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成にかかる留意事項と総合評価落札方式における評価方法
競争参加資格確認申請書(様式 1)	必要事項を記載のうえ記名・押印すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9](3) を参照のこと
施工実績(様式 2)	記 3-1(7)に示す競争参加資格を満たす施工実績を記載すること 記載にあたっては、様式 2 に示す 記載上の注意事項 に従うこと なお、経常建設共同企業体で申請する場合は構成員各社毎に記載するものとする 記載の工事にかかる工事成績評定書を添付すること 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり ・平成 18 年度以降(平成 18 年 4 月 1 日以降)に引渡し完了している工事を対象に評価する ・工事成績評定書の提出のない場合は「0 点」と評価する ・評価対象の同種工事は、「a)土工量(「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方)が 6 km ³ 以上ある道路土工工事及び b)現場打ちのカルバートボックスの工事」とする。 ・上記の同種工事の工事実績を、別々の工事実績により提出した場合は、それぞれの工事実績で評価を行い、評価の低い工事実績をもって評価する。 ・他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する ・経常建設共同企業体の場合は、当該経常建設共同企業体としての同種工事実績である場合に評価する
配置予定技術者の資格(様式 3-1 又は 3-2)	記 3-1(8) に示す競争参加資格を満たす配置予定の主任(監理)技術者の資格を記載すること 記 3-1(8) 1)から 3)に示す、技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

	<p>1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3-4. 競争参加資格確認申請(1) 申請期間に示す申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 出向元企業の建設業の廃業届 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面</p> <p>2) 持株会社の子会社が置く技術者の場合 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号)附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記 3-4.競争参加資格確認申請(1) 申請期間に示す申請期限の日までの期間が 1 年以内であること。</p> <p>単体の場合には様式 3-1、経常建設共同企業体を構成する場合には様式 3-2 にそれぞれ記載すること。 なお、記載にあたっては、各様式に示す 記載上の注意事項 に従うこと</p>
<p>配置予定技術者の 工事経験 (様式 4-1 又は 4-2)</p>	<p>記 3-1(8) に示す競争参加資格を満たす配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験を記載すること 単体の場合は様式 4-1、経常建設共同企業体を構成する場合には様式 4-2 にそれぞれ記載すること なお記載にあたっては、各様式に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記載の工事にかかる工事成績評定書を添付すること 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度以降(平成 18 年 4 月 1 日以降)に引渡し完了している工事を対象に評価する ・現場代理人として従事した技術者の工事経験にかかる評価については、経験時において当該者が当該工事に対応する建設業法に規定する監理技術者資格又は主任技術者資格を有する場合に限り評価する。この場合、経験時における資格を証明する書類を様式 4 に添付すること ・配置予定技術者の工事経験時の役職が担当技術者である場合は、CORINS 等により当該工事の工期に対し 5 割以上の期間配置されていた場合に評価する。ただし、工期のうち設計や工場製作、冬季休止期間を含む工事である場合は、それらを除く期間のうち 5 割以上の期間に配置されていた場合に評価する。この場合、設計期間・工場製作期間及び冬季休止期間を証明する書類を様式 4 に添付すること ・工事成績評定書の提出のない場合は「0 点」と評価する ・評価対象の同種工事は、「a)道路土工事及びb)現場打ちのカルパートボックスの工事」とする。 ・上記の同種工事の工事実績を別々の工事実績により提出した場合は、それぞれの工事実績で評価を行い、評価の低い工事実績をもって評価する ・配置予定技術者が複数記載される場合は、評価点の最も低い者の工事経験により評価する ・他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する
<p>ISO9001、ISO14001 認証の取得状況又は COHSMS(建設業 労働安全衛生マネジ メントシステム)の導 入状況 (様式 7-1～7-3)</p>	<p>ISO9001、ISO14001 認証又は COHSMS の導入状況が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 7 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 7-1(ISO9001 認証の取得状況)及び様式 7-2(ISO14001 認証の取得状況)において、登録証の写し及び付属書の写しが添付されている場合で、かつ本件工事の施工を担当する部門(部署)が ISO の認証範囲に含まれているものについて評価する ・様式 7-3(COHSMS 認定の取得状況)において、本工事の施工を担当する部門(部署)が COHSMS の認定がされていると確認できる評価証又は認定証の写しの添付があったものについて評価する ・ISO 9001、ISO14001 及び COHSMS のうち、複数取得している場合であっても、合算評価はしない ・経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれか 1 社の者が登録証の写し及び付属書の写しの添付がある場合に評価する

<p>企業の表彰実績 (様式 8-1)</p>	<p>表彰の実績が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 8-1 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 8-1(表彰実績(競争参加者))において、表彰状の写しが添付されている場合に評価する ・評価する表彰実績は、当該工事が NEXCO 東日本の工事競争参加資格の工事種別「土木工事」の実績である場合に評価対象とする。ただし、功労等により表彰されている場合又は表彰が社長表彰の場合は、工事種別を問わないものとする ・表彰は、NEXCO 東日本の本社又は各支社(北海道支社、東北支社、新潟支社、関東支社)において、社長又は支社長から優秀工事等の表彰、支社安全協議会の表彰又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績について評価する ・北海道支社管内の工事事務所及び管理事務所の事務所長表彰(事務所安全協議会の表彰は除く)の実績についても評価する ・優良表彰の対象期間として、平成 18 年度以降(平成 18 年 4 月 1 日以降)の表彰実績に限り評価する ・複数の表彰実績がある場合は、最も高い表彰実績により評価する ・経常建設共同企業体の場合は、当該経常建設共同企業体としての表彰実績である場合に評価する
<p>配置予定技術者の 表彰実績 (様式 8-2)</p>	<p>表彰の実績が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 8-2 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 8-2(表彰実績(配置予定技術者))において、表彰状の写し及び当該技術者が現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事したことが確認できる CORINS 等の写しが添付されている場合に評価する ・評価する表彰実績は、当該工事が NEXCO 東日本の工事競争参加資格の工事種別「土木工事」の実績である場合に評価対象とする。ただし、功労等により表彰されている場合又は表彰が社長表彰の場合は、工事種別を問わないものとする ・表彰は、NEXCO 東日本の本社又は各支社(北海道支社、東北支社、新潟支社、関東支社)において、社長又は支社長からの優秀工事等表彰、支社安全協議会の表彰又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績について評価する ・北海道支社管内の工事事務所及び管理事務所の事務所長表彰(事務所安全協議会の表彰は除く)の実績についても評価する ・工事経験時の役職が現場代理人とされている技術者である場合は、建設業法で定める監理技術者資格又は主任技術者資格を有する者である場合に評価する ・優良表彰の対象期間として、平成 18 年度以降(平成 18 年 4 月 1 日)以降の表彰実績に限り評価する ・複数の配置予定技術者について、それぞれに表彰実績がある場合は、技術者 1 名ごとに評価点の最も高い表彰で評価を行い、その中で最も評価点の低い技術者の表彰実績により評価する
<p>災害時の協力 実績 (様式 9)</p>	<p>災害時の協力実績が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 9 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記 3-2 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 9(災害時の協力実績)において、NEXCO 東日本から災害応急復旧工事の依頼の文書を受け、承諾書等により承諾し工事を行った実績を証明する書類が添付された場合に評価する。 ・災害時の協力実績の対象期間として、平成 18 年度以降(平成 18 年 4 月 1 日以降)の協力実績に限り評価する ・災害への協力による功労表彰を受けている場合は、表彰実績評価(企業及び配置予定技術者の評価の合算)と災害時の協力実績評価のいずれかが高い方で評価する ・経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれかの者が協力実績を有する場合に評価する
<p>簡易な施工計画 (様式 16)</p>	<p>本件工事にかかる簡易な施工計画について記載すること 記載する簡易な施工計画は、様式 16 の「対象」の欄に記載の事項にかかるものとする 記載にあたっては、様式 16 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記 3-2 技術評価項目 簡易な施工計画にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件工事の確実な施工に資するため、NEXCO 東日本の示す契約図書のとおり施工するうえで配慮すべき事項の記載を求め、「適」又は「否」で評価する。なお、「否」の評価基準は 記載上の注意事項 に示すとおり ・関係法令に抵触するなど妥当性に欠ける又は不適切と判断される場合、当該入札者の競争参加資格はなしと取扱う

(2)入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格確認申請

(1)入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成 24 年 2 月 27 日(月)から平成 24 年 4 月 11 日(水)午後 4 時 00 分まで
申請場所 記 1-3「契約担当部署」

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

申請書類 Ⅰ) 記 3-3 により作成した「申請書」

Ⅱ) 経常建設共同企業体にて申請する場合には、経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書を提出すること

(2)入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-5. 競争参加資格の確認

(1)契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 24 年 5 月 7 日(月)

(2)上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

3-6. 三者協議会に関する事項

三者協議会の実施方法について以下に示す。

(1)NEXCO 東日本が、当該工事に関わる設計者の同意を得た場合は、落札者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結すること。

(2)三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。

なお、開催に関わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。

工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合

施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

その他施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から NEXCO 東日本に申出があり、NEXCO 東日本が開催を必要と認めた場合

(3)三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

「入札書」... 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

「単価表等」... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと

「総合評定値通知書(経審)の写し」... 入札者に対する指示書[14]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

(1)入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限 平成 24 年 5 月 28 日(月) 午後 4 時 00 分

入札書の提出場所 記 1-3 「契約担当部署」

入札書の提出方法 電子入札システム

入札書提出時の添付書類(単価表等及び総合評定値通知書(写し))の総容量が 2MB を超えた場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

開札執行日時 平成 24 年 5 月 29 日(火) 午前 10 時 00 分

開札執行場所 記 1-3 「契約担当部署」

(2)入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5.入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本件工事の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 評価値は 100 点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。
価格評価点（配点 80 点）… 次に示す算式により算定する
$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

技術評価点（配点 20 点）… 記 3-2 に示す評価基準により算定する
- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

4-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- (2) また、本件競争入札においては、重点調査基準価格を設定しており、(1)の入札価格が重点調査基準価格未満である場合は、当該入札をした入札者を対象として特に重点的な低入札価格調査を行う。
- (3) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
受付期間 平成 24 年 2 月 27 日(月)から平成 24 年 5 月 18 日(金)まで
受付場所 記 1-3「契約担当部署」
受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内(行政機関の休日を含まない。)
回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報」内の「その他契約情報」に掲載し閲覧に供する。
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[26]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本契約事務処理要領第 281 条に規程を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる
- (3) 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

平成 24 年度	1 8 %
平成 25 年度	8 2 %

5-5. 技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1)記 3-1.(8) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されること。
- (2)記 3-1.(8) の 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

5-6. 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする

5-7. 契約後の技術資料の取扱い

総合評価落札方式における技術評価点の算定において加点の対象と評価された配置予定技術者を配置することが困難となった場合で、当該技術者相当の評価に満たない技術者が配置された場合は、本件工事の工事成績評定点を最大 10 点減じる。

5-8. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する

5-9. 留意事項

本工事の請負人、本工事の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
競争参加資格確認申請書様式			申請書の提出期限 平成24年4月11日(水)
様式1	競争参加資格確認申請書	必要	
様式2	施工実績	必要	
様式3-1 又は3-2	配置予定の主任（監理）技術者の資格	必要	
様式4-1 又は4-2	配置予定の現場代理人又は 主任（監理）技術者の工事経験	必要	
様式5	配置予定の設計管理技術者及び 照査技術者の資格	× 不要	
様式6	主要設置予定機器等評価	× 不要	
様式7-1	I S O 9 0 0 1 認証の取得状況	必要	
様式7-2	I S O 1 4 0 0 1 認証の取得状況	必要	
様式7-3	C O H S M S 認定の取得状況	必要	
様式8-1	表彰実績（企業）	必要	
様式8-2	表彰実績（配置予定技術者）	必要	
様式9	災害時の協力実績	必要	
様式10-1	地域企業の活用（一次下請の活用予定） 【競争参加資格確認申請時出時用】	× 不要	
様式10-2	地域企業の活用（一次下請の活用予定） 【入札書の提出時提出用】	× 不要	
その他の様式			
様式11	地域企業の活用（一次下請の施工実績）	× 不要	
様式12	地域資材の使用	× 不要	
様式13	施工地域での施工実績	× 不要	
様式14	現場との連絡体制	× 不要	
様式15	地域資材の使用	× 不要	
様式16	簡易な施工計画	必要	
様式17	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	(注1)	入札公告を参照のこと
様式18	再苦情申立書	(注1)	

注 1 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。
本様式集には、本工事の技術資料として必要なもののみ掲載している。

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志

殿

仕入先コード 1

住所

会社等名

役職等

氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 24 年 2 月 27 日付けで入札公告のありました北海道横断自動車道 天神地区道路工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 配置予定の主任（監理）技術者の資格（様式 3-1 又は 3-2）
3. 配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者の工事経験（様式 4-1 又は 4-2）
4. 品質管理・環境・安全衛生マネジメントシステム（様式 7-1、7-2 又は 7-3）
5. 表彰実績（様式 8-1 及び 8-2）
6. 災害時の協力実績（様式 9）
7. 簡易な施工計画（様式 16）

以上

1) 「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード 番号を記入してください。
2) 経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員の連名により申請してください。

様式2 (施工実績)

施工実績

会社等名 : _____

項目	同種工事	a) 土工量 (「 施工掘削量又は切土量 」 又は 「 施工盛土量又は埋戻し量 」 の大きい方) が 6 千 m ³ 以上ある道路土工工事 b) 現場打ちのカルバートボックスの工事 (経常建設共同企業体の代表者以外の構成員の緩和工事) a) 道路土工工事の実績																	
	工事名称等	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>CORINS 登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> <tr><td>発注者名 (1)</td><td></td></tr> <tr><td>工事成績 (1)</td><td>00 点</td></tr> <tr><td>受注形態等 (2)</td><td>単体 / 共同企業体</td></tr> <tr><td>共同企業体の場合</td><td>協定方式 (2) : 甲 / 乙 出資比率 : 00% (建設 00%)</td></tr> </table>	工事名		CORINS 登録番号		工事場所		契約金額		工期		発注者名 (1)		工事成績 (1)	00 点	受注形態等 (2)	単体 / 共同企業体	共同企業体の場合
工事名																			
CORINS 登録番号																			
工事場所																			
契約金額																			
工期																			
発注者名 (1)																			
工事成績 (1)	00 点																		
受注形態等 (2)	単体 / 共同企業体																		
共同企業体の場合	協定方式 (2) : 甲 / 乙 出資比率 : 00% (建設 00%)																		
工事諸元等	工法・規模・寸法	道路種別 : 道路名 : 自動車道 土工量 : 000 m ³ ⇨ 同種工事と確認できる内容を記載																	

補足事項

- (1) 技術評価項目とする。
- (2) 該当するものを で囲む。

記載上の注意事項

代表的な施工実績 1 件を記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告(説明書)に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。

同種工事の各工事を異なる工事で施工した場合は、工事毎にそれぞれ 1 件記載するものとする。【同種工事が複数ある場合】

高速道路会社(旧日本道路公団を含む)が発注した工事の施工実績がある場合は、優先的に記載すること。

記載した工事の契約書の頭書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、工事カルテの写しを添付すること。

CORINS への登録内容又は上記 の契約書頭書によっては、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、工事図面・特記仕様書等、その確認に必要な書類を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績評定の写しの添付がない場合は、技術評価点を「0 点」とするので留意すること。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が工種について同種工事の施工実績を有し、その他の構成員は同種工事又は緩和を行なった同種工事の施工実績があること。

経常建設共同企業体にあつては、構成員ごとに記載すること。

経常建設共同企業体の技術評価点については、当該経常建設共同企業体としての同種工事実績に限り評価する。

様式 3-1 (単体用) (配置予定の主任 (監理) 技術者の資格)

配置予定の主任 (監理) 技術者の資格

会社等名 : _____

配置予定技術者の氏名				
従事 (予定) 役職 (1)		主任技術者 / 監理技術者		主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度		高校土木科 00 年卒業	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業
建設業法 (土木工事業) に該当する資格等		0 級 施工管理技士 (取得年・登録番号) 監理技術者資格 (取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証 (修了年・番号) その他 (建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級 施工管理技士 (取得年・登録番号) 監理技術者資格 (取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証 (修了年・番号) その他 (建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級 施工管理技士 (取得年・登録番号) 監理技術者資格 (取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証 (修了年・番号) その他 (建設業法に定める同等の内容を記述)
申請時点における他工事の従事状況等	工事名	申請時における従事工事なし	× 自動車道 工事	工事
	発注者名		高速道路(株) 支社	県
	工期		平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	従事役職		主任技術者	主任技術者
	本工事と重複する場合		当該工事は、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるが 00 月 00 日に検査が終了し、残期間については専任を要しない旨の確認を発注者に対し別紙のとおり行っているため、本工事に従事可能	当該工事は、本工事の入札日の前、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるため、本工事と工期は重複しない
	本工事の専任開始時期		専任を要する期間の開始日である 00 年 00 月 00 日より従事可能	工期開始日の 00 年 00 月 00 日より従事可能
	CORINS 登録番号		000000000	登録なし

補足事項

- ・ (1) 該当するものを で囲むこと。

記載上の注意事項

配置予定の主任 (監理) 技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は、当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。

様式 4 (配置予定の現場代理人又は主任 (監理) 技術者の工事経験) に記載する主任 (監理) 技術者については、必ず重複記載すること。

記載する主任 (監理) 技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。なお、恒常的な雇用関係とは競争参加資格確認申請時点において 3 ヶ月間以上を経過した雇用関係にあることをいう。

主任技術者、監理技術者ともに、本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。

上記 に関して、主任技術者にとっては資格者証等の写しを、監理技術者にとっては監理技術者証の写し (表裏とも) 及び監理技術者講習修了証の写し (表のみ) を添付すること。また、これらの書類により直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は、その確認のため必要な書類を添付すること。

配置予定の主任 (監理) 技術者が申請時点において他工事に従事している場合は、本工事への専任開始時期を記入すること。なお、当該他工事で主任技術者又は監理技術者として従事している場合で、当該他工事の工期と本工事の工期が重複する場合は、本工事への専任期間と当該他工事への専任期間が重複しない旨、当該他工事の発注者に確認を行ったことを証する書面 (写し) を添付すること。

同一人の技術者を本工事のほか他の工事等 (NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない) にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、当該他工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

様式 3-2 (経常建設共同企業体用) (配置予定の主任(監理)技術者の資格)

配置予定の主任(監理)技術者の資格

会社等名： _____

配置予定技術者の氏名				
従事(予定)役職 (1)		主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度		高校土木科 00 年卒業	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業
建設業法(土木工事業)に該当する資格等		0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)
申請時点における他工事の従事状況等	工事名	申請時における従事工事なし	×自動車道 工事	工事
	発注者名		高速道路(株) 支社	県
	工期		平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	従事役職		主任技術者	主任技術者
	本工事と重複する場合		当該工事は、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるが 00 月 00 日に検査が終了し、残期間については専任を要しない旨の確認を発注者に対し別紙のとおり行っているため、本工事に従事可能	当該工事は、本工事の入札日の前、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるため、本工事と工期は重複しない
	本工事の専任開始時期		専任を要する期間の開始日である 00 年 00 月 00 日より従事可能	工期開始日の 00 年 00 月 00 日より従事可能
	CORINS 登録番号		000000000	登録なし

補足事項

・(1) 該当するものを で囲むこと。

記載上の注意事項

配置予定の主任(監理)技術者は複数記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は、当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。

様式 4 (配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験) に記載する主任(監理)技術者については、必ず重複記載すること。

記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。なお、恒常的な雇用関係とは競争参加資格確認申請時点において 3 ヶ月間以上を経過した雇用関係にあることをいう。

主任技術者、監理技術者ともに、本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。

上記 に関して、主任技術者にとっては資格者証等の写しを、監理技術者にとっては監理技術者証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証の写し(表のみ)を添付すること。また、これらの書類により直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は、その確認のため必要な書類を添付すること。

配置予定の主任(監理)技術者が申請時点において他工事に従事している場合は、本工事への専任開始時期を記入すること。なお、当該他工事で主任技術者又は監理技術者として従事している場合で、当該他工事の工期と本工事の工期が重複する場合は、本工事への専任期間と当該他工事への専任期間が重複しない旨、当該他工事の発注者に確認を行ったことを証する書面(写し)を添付すること。

同一人の技術者を本工事のほか他の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、当該他工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

様式 4-1 (単体用) (配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験)

配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験

会社等名： _____

配置予定技術者の氏名			
従事(予定)役職 (1)	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業	
現場経験	00 年	00 年	
建設業法(土木工事業)に該当する資格等	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	
工事名称等	工事名	×自動車道 工事	工事
	工事場所	××県 郡 町	県 ×市
	契約金額	00 億円	00 億円
	工期	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	発注者名 (2)	高速道路(株) 支社	県
	工事成績 (2)	00 点	00 点
	発注形態	単体	共同企業体【出資比率：00% (建設 00%)】
	従事役職 (2)	主任技術者	担当技術者 従事期間： ヶ月
	工事諸元等 (3)		
	CORINS 登録番号	000000000	登録なし

補足事項

- (1) 該当するものを で囲むこと。 (2) 技術評価項目とする。 (3) 同種工事と確認できる内容を記載。 記載上の注意事項
- 配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は、当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。
- 現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限るものとする。
- 記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。なお、恒常的雇用関係とは競争参加資格確認申請時点において 3 ヶ月間以上を経過した雇用関係にあることをいう。
- 本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。(建設業法 15 条 2 号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類(写し)を添付すること)
- 上表「工事名称等」には代表的な工事経験 1 件を記載すること。なお、記載する工事経験は入札公告(説明書)に定める競争参加資格要件を満たした工事経験でなければならない。
- 高速道路会社(旧日本道路公団を含む)が発注した工事の工事経験がある場合は、優先的に記載すること。
- (※)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録のない工事の工事経験を記載する場合は、当該工事請負契約書の頭書の写しを添付すること。
- 上表に記載したものについて、CORINS に未登録の場合または、CORINS の登録内容で上表の内容を全て確認することが出来ない場合は、その内容を証明するものとして、工事図面、特記仕様書、経歴書及び施工計画書等その確認に必要な書類を添付すること。
- 従事役職が担当技術者の場合は、工事経験の従事期間を記載すること。
- 記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績評定の写しの添付がない場合は、技術評価点を「0 点」とするので留意すること。
- 同一人の技術者を本工事のほか他の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、当該他工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。
- 工事実績の従事役職が現場代理人の場合(監理技術者又は主任技術者を兼務していた場合は除く)は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する監理技術者資格又は主任技術者資格を有していた場合に技術評価項目の評価の対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し(実務経験による場合は、工事名・従事期間等のわかる経歴書)を添付すること。

様式 4-2 (経常建設共同企業体用) (配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験)

配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験

会社等名 : _____

配置予定技術者の氏名			
従事(予定)役職 (1)	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業	
現場経験	00 年	00 年	
建設業法(土木工事業)に 該当する資格等	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	0 級 施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	
工 事 名 称 等	工事名	×自動車道 工事	工事
	工事場所	××県 郡 町	県 ×市
	契約金額	00 億円	00 億円
	工期	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日 ~ 平成 00 年 00 月 00 日
	発注者名 (2)	高速道路(株) 支社	県
	工事成績 (2)	00 点	00 点
	発注形態	単体	共同企業体【出資比率：00% (建設 00%)】
	従事役職 (2)	主任技術者	担当技術者 従事期間： ヶ月
	工事諸元等 (3)		
	CORINS 登録番号	000000000	登録なし

補足事項

(1) 該当するものを で囲むこと。(2) 技術評価項目とする。(3) 同種工事と確認できる内容を記載。

記載上の注意事項

配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者は複数記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は、当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。

現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限るものとする。

記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。なお、恒常的雇用関係とは競争参加資格確認申請時点において 3 ヶ月間以上を経過した雇用関係にあることをいう。

本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。(建設業法 15 条 2 号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類(写し)を添付すること)

上表「工事名称等」には代表的な工事経験 1 件を記載すること。なお、記載する工事経験は入札公告(説明書)に定める競争参加資格要件を満たした工事経験でなければならない。

高速道路会社(旧日本道路公団を含む)が発注した工事の工事経験がある場合は、優先的に記載すること。

(財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録のない工事の工事経験を記載する場合は、当該工事請負契約書の頭書の写しを添付すること。

上表に記載したものについて、CORINS に未登録の場合または、CORINS の登録内容で上表の内容を全て確認することが出来ない場合は、その内容を証明するものとして、工事図面、特記仕様書、経歴書及び施工計画書等その確認に必要な書類を添付すること。

従事役職が担当技術者の場合は、工事経験の従事期間を記載すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績評定の写しの添付がない場合は、技術評価点を「0 点」とするので留意すること。

同一人の技術者を本工事のほか他の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、当該他工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

工事実績の従事役職が現場代理人の場合(監理技術者又は主任技術者を兼務していた場合は除く)は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する監理技術者資格又は主任技術者資格を有していた場合に技術評価項目の評価の対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し(実務経験による場合は、工事名・従事期間等のわかる経歴書)を添付すること。

ISO9001 認証の取得状況

会社等名 : _____

記載上の注意事項

ISO9001 認証にかかる「登録証の写し」と、本件工事の施工を担当する部門(部署)が ISO の認証範囲に含まれていることが確認できる「付属書の写し」を添付すること。

ISO9001 認証を取得していない場合は、上記枠内に『未取得』と記載すること。

本様式の未提出、並びに登録証の写し又は付属書の写しの添付がない場合は、未取得と取扱い評価しない。

経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれか 1 社の者が登録証の写し及び付属書の写しの添付がある場合に評価する。

様式 7-2 (ISO14001 認証の取得状況)

ISO14001 認証の取得状況

会社等名 :

--

記載上の注意事項

ISO14001 認証にかかる「登録証の写し」と、本件工事の施工を担当する部門(部署)が ISO の認証範囲に含まれていることが確認できる「付属書の写し」を添付すること。

ISO14001 認証を取得していない場合は、上記枠内に『未取得』と記載すること。

本様式の未提出、並びに登録証の写し又は付属書の写しの添付がない場合は、未取得と取扱い評価しない。

経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれか 1 社の者が登録証の写し及び付属書の写しの添付がある場合に評価する。

様式 7-3 (COHSMS 認定の取得状況)

COHSMS 認定の取得状況

会社等名 :

--

記載上の注意事項

COHSMS 認定にかかる「評価証の写し」又は「認定証の写し」を添付すること。本件工事の施工を担当する部門(部署)が評価又は認定範囲に含まれていること。

COHSMS 認定を取得していない場合は、上記枠内に『未取得』と記載すること。

本様式の未提出、並びに「評価証の写し」又は「認定証の写し」の添付がない場合は、未取得と取扱い評価しない。

経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれか 1 社の者が登録証の写し及び付属書の写しの添付がある場合に評価する。

表彰実績 (競争参加者)

会社等名 : _____

表彰の種別 ()	

補足事項

・ () 表彰の種別欄には、優良工事等表彰、感謝状など表彰内容名称を記載すること。

記載上の注意事項

表彰状の写しを添付すること。

表彰の実績がない場合は、上記枠内に『該当なし』と記載すること。

本様式の未提出、並びに表彰状の写しの添付がない場合は、該当なしと取扱い評価しない。

評価する表彰実績は、当該工事が NEXCO 東日本の工事競争参加資格の工事種別「土木工事」の実績である場合に評価対象とする。ただし、功労等により表彰されている場合又は表彰が社長表彰の場合は、工事種別を問わないものとする

経常建設共同企業体の場合は、当該経常建設共同企業体としての表彰実績である場合に評価する

表彰実績 (配置予定技術者)

会社等名 : _____

表彰の種別 (1)	
配置予定技術者の従事(予定)役職 (2)	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
配置予定技術者名	
表彰工事の CORINS 登録番号	

補足事項

- ・ (1) 表彰の種別欄には、優良工事等表彰、感謝状など表彰内容名称を記載すること。
- ・ (2) 該当するものを で囲むこと。

記載上の注意事項

配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の表彰実績について記載すること。なお、工事経験時の役職が現場代理人とされている技術者である場合は、工事経験時において建設業法で定める監理技術者資格又は主任技術者資格を有する者である場合に限る。

表彰状の写しを添付すること。また、当該技術者が当該工事に従事したことを証明する CORINS 等の写しを添付すること。

表彰の実績がない場合は、上記枠内に『該当なし』と記載すること。

本様式の未提出、並びに表彰状の写しの添付がない場合は、該当なしと取扱い評価しない。

評価する表彰実績は、当該工事が NEXCO 東日本の工事競争参加資格の工事種別「土木工事」の実績である場合に評価対象とする。ただし、功労等により表彰されている場合又は表彰が社長表彰の場合は、工事種別を問わないものとする

様式 9 (災害時の協力実績)

災害時の協力実績

会社等名 :

緊急災害復旧工事の協力実績	工事件名	
	NEXCO 東日本からの 依頼年月日 (又は契約締結日)	平成 00 年 00 月 00 日
	工期 (又は施工期間)	平成 00 年 00 月 00 日から平成 00 年 00 月 00 日
	NEXCO 東日本の発注機関	支社
	備 考 (施工概要)	

記載上の注意事項

当社から緊急協力依頼を受けた災害応急復旧工事のうち代表的な協力実績 1 件を記載すること。なお、競争契約により施工した実績は記載してはならない。

協力実績は元請としての実績を記載すること。

災害応急復旧工事の「請負契約書の写し」又はその他災害応急復旧工事を施工した実績を証明する書類の写しを添付すること。

災害時の協力実績がない場合は、上記枠内に『該当なし』と記載すること。

本様式の未提出、並びに「請負契約書等の写し」の添付がない場合は、該当なしと取扱い評価しない。

経常建設共同企業体の場合は、構成するいずれかの者が協力実績を有する場合に評価する。

簡易な施工計画

会社等名： _____

対 象	現場打ちカルバートボックス施工時の安全対策に関する施工計画
-----	-------------------------------

項 目	具体的な対策の方法
(記載例項目例) 1.元請職員の配置 2.独自の安全対策点検 3.カルバートボックス施工時の安全対策 4.現場作業環境の整備	

記載上の注意事項

上表「項目」欄には、「具体的な対策の方法」欄に記載した内容の概要を記載すること。

記載する内容は、その実施結果を監督員に報告するなど履行確認が可能な内容とすること。なお、履行状況の確認が出来ない内容の記載は加算点を付与しない。

資料等を添付する場合は、本様式(1枚)のほかA4判2枚以内とすること。(2枚以内であれば、その枚数は評価に関係しない)

施工計画を「否」と判断する評価基準は次に示すとおりとし、施工計画を「否」とされた場合は競争参加資格なしとする。

- ・ 施工計画が未提出又は白紙である場合
- ・ 施工計画の内容が NEXCO 東日本の求める項目と無関係である場合
- ・ 施工計画の内容が法令違反に該当する場合
- ・ 「具体的な対策の方法」に、施工中に履行確認ができる内容がひとつも認められない場合
- ・ その他施工計画の内容が本件工事の契約図書に示す条件を満たさない場合

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志 殿

提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、北海道横断自動車道 天神地区道路工事に係る技術資料
についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求
めます。

記

- 1 . 工事名
- 2 . 当該案件の公告日
- 3 . 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
小樽工事事務所長 加納 正志 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒 県 市 町

TEL

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 北海道横断自動車道 天神地区道路工事

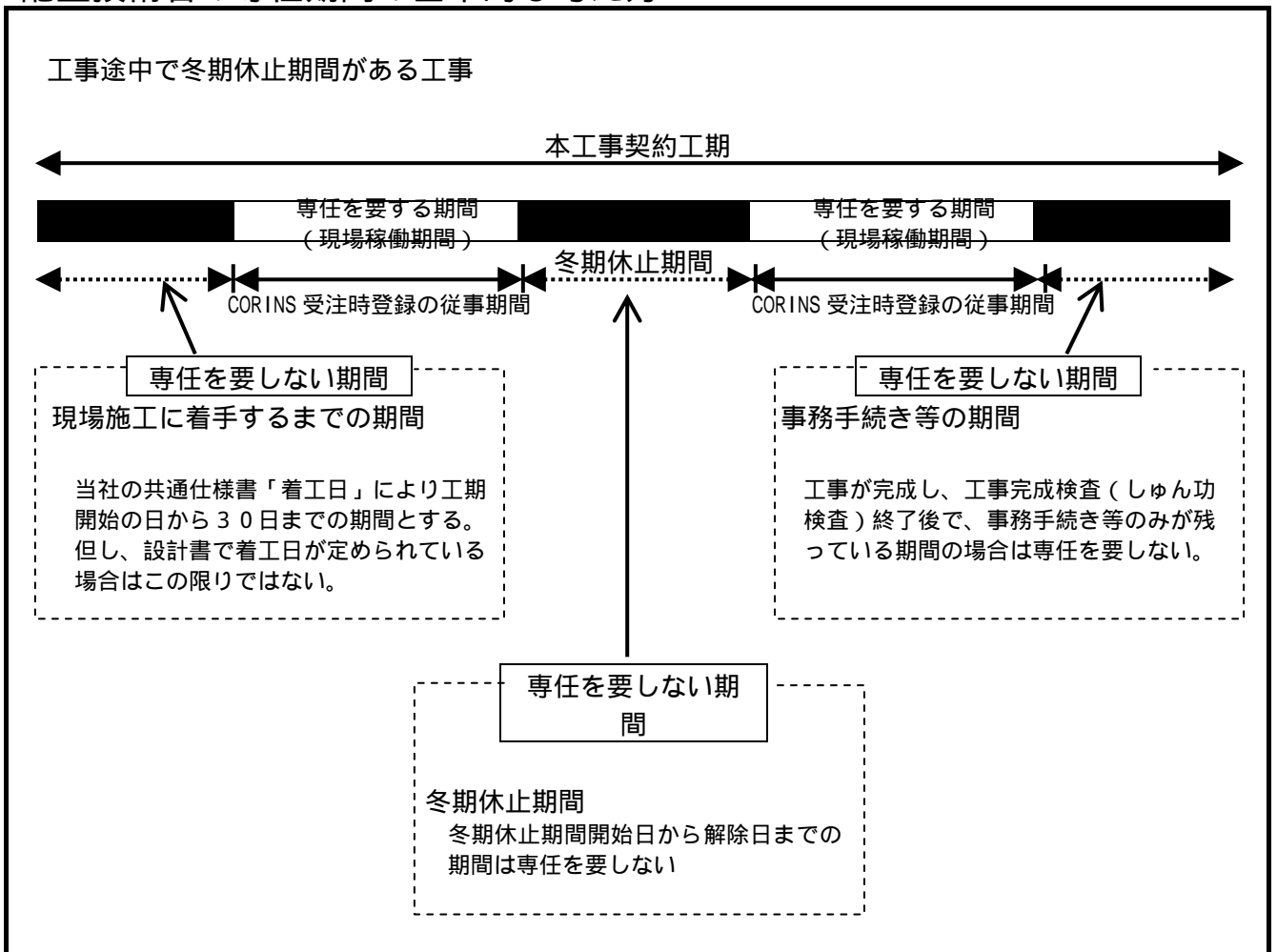
3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

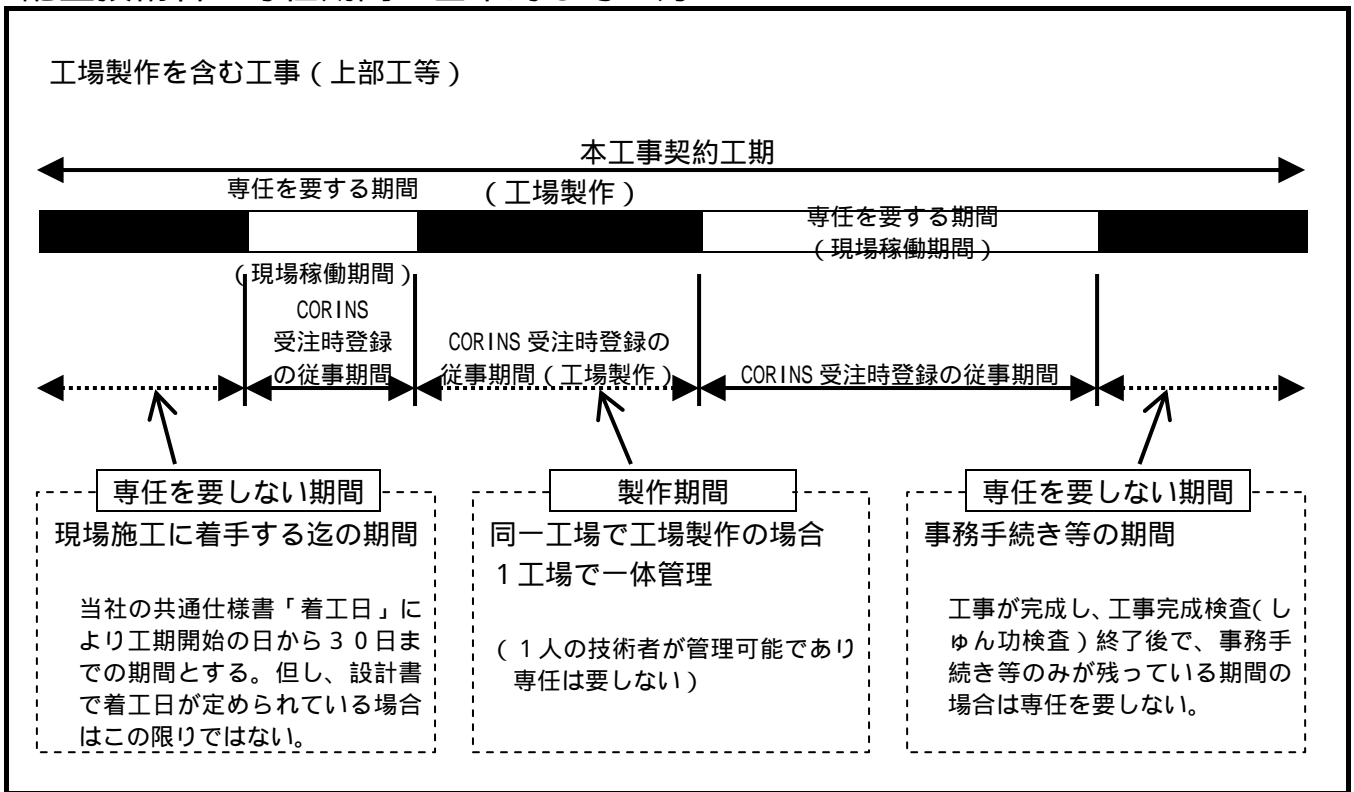
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



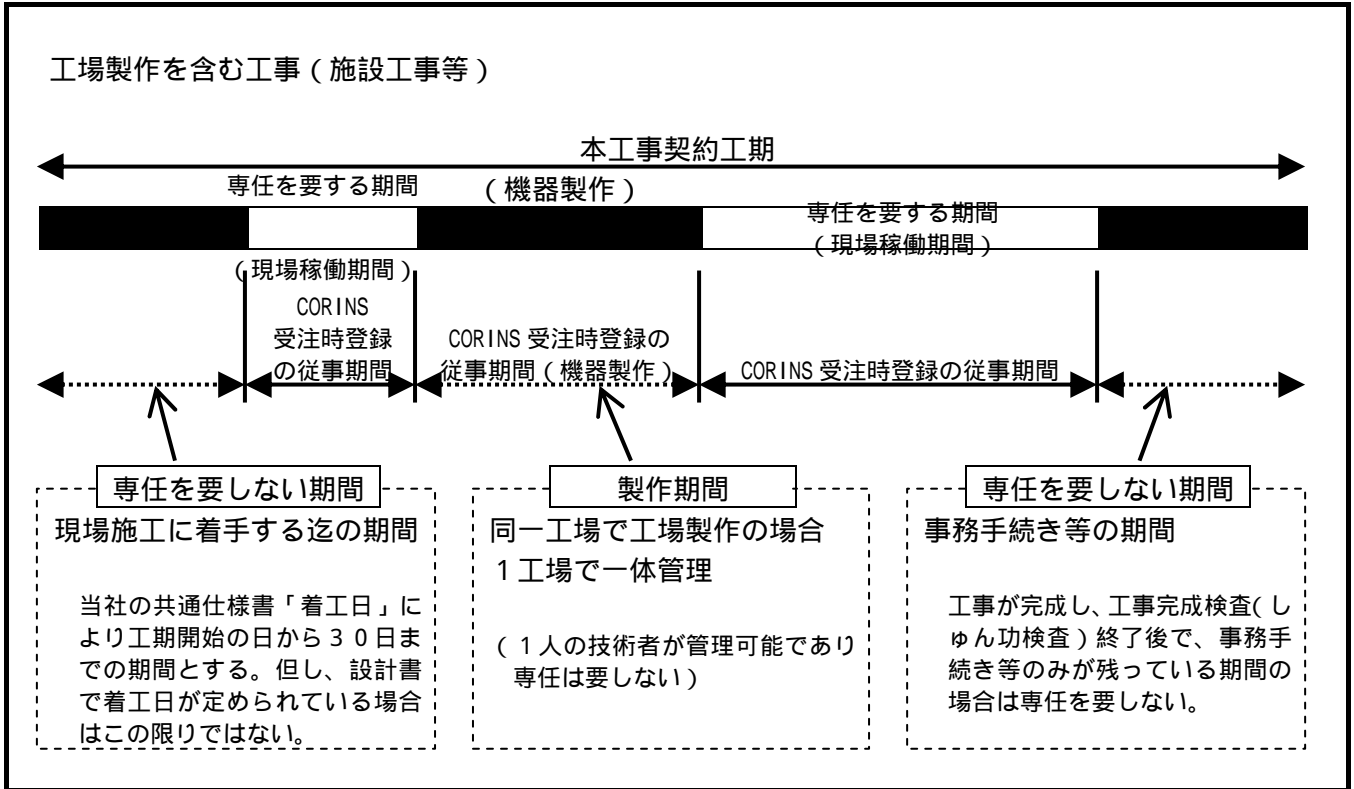
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



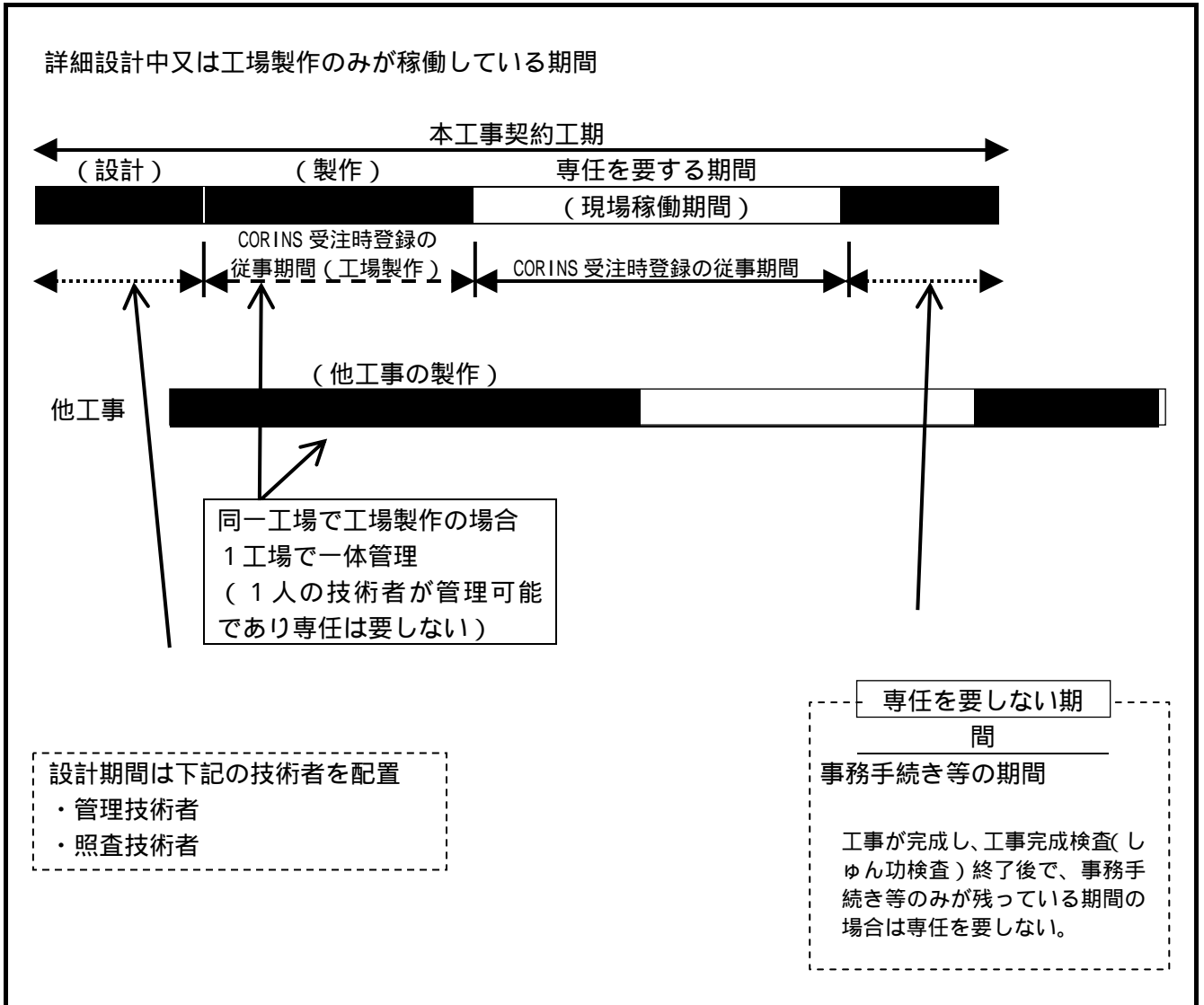
配置技術者の専任期間の基本的な考え方



配置技術者の専任期間の基本的な考え方



配置技術者の専任期間の基本的な考え方



配置技術者の専任期間の基本的な考え方

